

# 一般社団法人 海っ子の森 会則

## (名称)

当法人は、一般社団法人海っ子の森と称する。

## (事務所の所在地)

三重県津市東丸之内 26-12 MEC ビル 4F

## (目的)

当法人は、海の森づくりをテーマに、会員相互の協力、協調のもと、海の環境保護・再生等の活動、漁業及び漁業者への支援、市民・NPO と連携した活動及び若年層への環境教育等を行い、環境保護の推進と地域の活性化を図ることを目的とする。

## (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 海の環境保護・再生への取組み(藻場造成・ごみ清掃他)
- 2 環境再生への教育・技術指導
- 3 漁業者・地域活動への協力
- 4 環境保護再生活動イベント運営及び広報
- 5 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

## (会員)

当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

個人会員および法人会員の入会については、当法人の活動の趣旨を理解し年会費（別紙）を納入し会員となる

賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに賛助会員となる。

(入会金及び会費)

個人・法人会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、当団体への助成および当団体運営協力等の支援に値するもの。

(任意退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (2) 総理事・監事が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員がの規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### (理事会)

当法人に理事会を置く。  
理事会はすべての理事をもって構成する。

#### (権限)

理事会は、次の職務を行う。  
(1) 当法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 理事長及び専務理事及び常務理事の選定及び解職

#### (招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。  
2 理事長が欠けたとき又は**理事長に事故**あるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議長)

理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれに当たる。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

#### (情報公開)

当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。  
情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって定める。

(個人情報保護)

当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

平成22年 4月 1日

代表理事 山下 達巳

理事 小野里 伸

理事 吉川 新

幹事 奥村 隆